

行政への関わりには個人差が見られ、また任期制度も足枷となっている。中・長期計画に基づく業務の継続性の確保という観点からも、アドミニストレータ養成は緊急の課題である。事務職員体系見直しの作業において併せて検討していく予定である。

## 4 事務組織と学校法人理事会との関係

### 1) 事務組織と学校法人理事会との関係

(C群:事務組織と学校法人理事会との関係の適切性)

**【現状の説明】** 学校法人聖学院においては法人本部事務と大学事務の業務は明確に分かれている。また、その所在地も法人本部事務局は幼稚園、小学校、男女の各中学校・高等学校などが所在する東京都北区中里に、大学事務局は大学、幼稚園が所在する埼玉県上尾市にある。従って、法人本部事務局は理事長、総務局長、経理局長が管理責任者となるが、大学事務局は学長、大学事務局長の管理指導のもとで運営されている。もちろん、法人全体の事務部門の最高責任者は理事長であり、大学事務局においても、その任免等人事権は理事長のもとにあることはいままでのま。

法人本部事務局は、理事会と直接的に関連する業務、法人内各学校に共通する業務、および関係法令等の知識を必要とする特定の業務を扱うが、主として人事、給与、予算、施設管理などの業務を集中的に行っている。そのため、大学事務局においては直接理事会と関わるような部門はないが、大学事務局長は学長とともに、常に理事会・評議員会などへ出席し、法人全体の動きを理解し、把握できるようになっている。

**【点検・評価】** 法人本部事務局が理事会と直結する事務部門であるため、大学事務局においては、各種の上申手続きなど業務が煩雑になる傾向がある。また、東京都北区中里と埼玉県上尾市という距離的制約から、過去には連絡調整に多くの時間を要することがあり、円滑な連携が取りにくい場合があった。ただし、現在は情報ネットワーク網が整備されたこともあり、グループウェアやEメール等の活用が進み、地理的な距離が両事務局の連携上の障害となることは殆どなくなり、学内と同様な形で駒込キャンパスに所在する法人本部事務局を初めとする各学校事務室との連携・協力が可能となっている。

法人本部事務局と理事会との関係については、同事務局は理事会担当の専門事務組織であるため、理事会との連携という面からは全く問題はないと言える。一方、大学事務局との関係については、近年、法人本部事務局は、大学関連の業務で文部科学省との折衝する機会などが増大しているが、大学事務局との間における業務分担などが必ずしも明確になっていないため、混乱を来す場合があることは問題である。

**【課題・方策】** 事務組織と理事会との関係という視点からは、事務組織が理事会の意向を十分に把握して業務処理にあたることができおり、現状ではほとんど問題はないものと考えられ

る。

ただし、その理事会の意向を法人全体の事務組織へ浸透させるための方策についてはさらに改善の余地がある。法人本部事務局は理事会の意向を直接に受けて業務に当たるが、大学事務局を含むそれ以外の事務組織では、理事会と直接的に接する機会が殆どないためである。これに関しては、現在理事会後定例で行われている事務連絡会の充実や参加メンバーの見直し、さらには下部事務組織への連絡体制の再構築などによって改善していくこと重要である。加えて、法人本部事務局と大学事務局との関係で言うと、業務に関する責任と分担をより明確にし、またルーチン的な業務に関連する権限を大学事務局へ委譲することにより、一層の業務の効率化を図る必要がある。